

文部科学省 御中

7月25日のヒアリングを踏まえた資料提出等提出依頼

平成17年7月27日
規制改革・民間開放推進会議 教育ワーキンググループ
主査 草刈隆郎

去る7月25日(月)の教育ワーキンググループには、ご多忙の折、ご出席をいただき、ありがとうございました。

ヒアリング後の資料等提出依頼事項として添付のとおり送付させていただきますので、大変恐れ入りますが、期日を特定している質問を除く項目に関しましては、8月3日(水)までに回答をいただきたく、お願い致します。また、提出された回答は、ホームページ等において公開させていただきたく存じます。

以上

本件連絡先
内閣府規制改革・民間開放推進室
教育WG事務局
(電話：5501-2809)

7月25日のヒアリングを踏まえた資料提出等提出依頼

〔免許・採用関連〕

1. 大学における単位取得等を基本とした現在の教員免許制度が効果的に機能していることを実証するデータはないが、過去の経験則、及び海外の事例をもって実証できるとの回答があったが、日本の免許制度よりも効果的に機能している海外事例があれば、実証データとともに、ご教示いただきたい。
2. 諸外国の免許制度において、どのような免許要件を課し、どのようにそれを担保することをもって教員としての必要最低限の資質を保証していると言えるのか、ご教示いただきたい。
3. 今回ご提示いただいた諸外国の事例以外の各国の教員免許授与方法や免許の機能についてご教示いただきたい。
4. 特別免許状取得者、特別非常勤講師制度適用者の教員としての資質と普通免許取得者の教員としての資質を比較することに意味がないとおっしゃられる理由について、改めて具体的にご教示いただきたい。
5. 特別免許状について、必要に応じて授与を今後とも積極的に促進する方針であるのか、また、小・中・高等学校等の区別なく促進していく方針であるのか、改めて貴省の見解を確認させていただきたい。
6. 条件附採用期間制度について、都道府県教育委員会の指導主事や管理主事が各学校を訪問し、教員の人事面接や授業観察をしているとのことであるが、実態としてすべての新採用教員について網羅できているのか、またこの方法が実際に機能していると考えるか、個別具体的な都道府県教委の事例に則して、ご教示いただきたい。合わせて、この点についての悉皆的かつ詳細な調査を遅くとも9月中には実施されたい。
7. 条件附採用期間制度について、不採用者が増加傾向にあると言われるが、採用される教員の質が低下している可能性がある中で、何故制度が適正に機能していると言えるのか、その論拠をご教示いただきたい。
8. 条件附採用期間制度において、依願退職者の中で、死亡・病気を理由に正式採用にならなかった教員以外で不採用となった(何かしらの行政指導等があり退職した)教員の数、自らの意志で退職した教員の数について、各都道府県ごとにご教示いただきたい。
9. 新規採用者の人数と条件附採用期間制度で不採用となった人数を、各都道府県ごとに、不採用の理由別で示されたデータがあれば、ご教示いただきたい。

10 .条件附採用期間制度での不採用者が0～1名であった都道府県・政令指定都市が全体の過半数を超えている点について、この制度が正常に機能していると言えるのか、その論拠をご教示いただきたい。

もし、正常に機能していないならば、貴省が国として適切な措置を講じる必要があると思われるが、貴省の見解をその論拠とともに、ご教示いただきたい。

〔教員の評価関連〕

11 .指導力不足教員の認定者数が年々増加している中で、教員養成、任用制度の不備や研修制度の内容に問題があると思われるが、貴省の見解をその論拠とともに、ご教示いただきたい。

12 .指導力不足教員の認定において、認定された教員の研修年数、現場復帰した教員数、退職者数、現場復帰した教員のなかで、再度指導力不足と認定された教員数等を各年度ごとに追跡調査した結果を、各都道府県ごとにご教示いただきたい。

また、病気に起因した指導力不足教員の認定者数、勤務実態、研修年数、現場に復帰した教員数、退職者数、現場に復帰した教員の中で、再度指導力不足と認定された教員数等を各年度ごとに追跡調査した結果を、各都道府県ごとにご教示いただきたい。

13 .指導力不足教員に対する適正な研修年数について、貴省の見解をその論拠とともにご教示いただきたい。

14 .指導力不足教員の認定について、認定された時点の各教員の年齢をご教示いただきたい。

15 .指導力不足教員において、ある程度の教員経験後、突然に指導力が低下する事例について統計的なデータがあれば、ご教示いただきたい。

16 .教員評価システムにおいて、すでに実施をしている教育委員会の事例を、処遇と連動したシステムを導入している東京都も含めて、ご教示いただきたい。

〔学校選択制〕

17 .学校選択制において、実際に顕在化している、メリット・デメリットの詳細な具体例があればご教示いただきたい。

18 .学校選択制について、メリット・デメリットを認識した上で、学校選択の判断をする児童・生徒、保護者の意向を汲み取らず、自治体が判断しなければならない理由があれば、ご教示いただきたい。

19 .同一地域内において、学校選択制とコミュニティスクールを並行させることに何か問

題があるならば、ご教示いただきたい。

20．デメリットの実例が顕在化していない以上、国として児童・生徒、保護者が学校を選択する権利を行使することを助長すべきとする意見に対し、貴省の見解をご教示いただきたい。

21．学校教育法施行規則第32条における「保護者の意見を聴取することができる。」とする条文を「保護者の意見を尊重して」や「保護者の意見を聴取すべき」とすることにどのような問題があるのか、ご教示いただきたい。

〔その他〕

22．7月19日付毎日新聞における、「海洋中等教育学校」に関して現職貴省職員が派遣されていたとする記事について、真偽をお伺いしたい。派遣先が仮に学校法人そのものではなかったとしても、そこにおいて、同学校との関係でどのような事務を行っていたのかについて、派遣期間の全体にわたって詳細を明らかにされたい。貴省ではどのような基準で現職職員を派遣しているのか、ご教示いただくとともに、派遣現職職員が開校前の学校許認可申請に係る事務に携わることについて、許認可事務の公正、中立、透明性の観点からの貴省の見解をご教示いただきたい。